

来年度（令和8年度）教育実習の履修について

教育実習の履修を希望する者は、以下の案内に従って教育実習内諾活動を開始してください。

【内諾活動開始報告について】 ※申告期限は以下の区分1～3を確認

1. 福岡市立の学校で履修を希望する者 . . . **令和7年6月13日（金）まで**

→ 所属部局の窓口で「福岡市立学校希望」の旨申し出てください。

大学側で取りまとめて福岡市教育委員会へ申請を行います。

※実習校の決定通知が届き次第、9月上旬頃実習校について通知を行います。

2. 福岡県立の学校で履修を希望する者 . . . **令和7年6月13日（金）**

→ 所属部局の窓口で「福岡県立学校希望」の旨申し出てください。

申し出いただいた内容を元に「教育実習生内諾依頼書（福岡県指定様式第1号）」及び「教育実習生受入内諾書（福岡県指定様式第2号）」を作成し、7月下旬までに、所属部局宛送付します。所属部局から連絡が有り次第、様式1号（公印押印済み）及び様式2号を受け取りいただき、自身で実習校へ持参し内諾活動を行ってください。

※実習校によっては事前の説明会等の参加が求められているため、実習校独自のスケジュールについてはご自身でご確認ください。上記スケジュールでは間に合わない場合はその旨所属学生係へ申し出てください。

3. 上記以外の者 . . . **令和7年8月29日（金）**

※ただし、申請期限・申請方法に独自の定め（大学側で公印の押印、理由書の作成等、対応が必要なもの）がある実習校自治体については、随時その旨申し出てください。

（遅くとも各実習校及び自治体の申請期限の1カ月前まで（書類準備のため））

その際、各実習校又は自治体で定めた教育実習実施要領や案内文書を合わせてお持ちください。

（申告後お渡しする書類）

1. 教育実習の履修手続きについて（案内）
2. 「教育実習指導」ならびに「教育実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するにあたって
3. 「依頼状」：教育実習生受入れの内諾について（依頼）※県立学校希望者除く
4. 「内諾書」：教育実習生受入れの内諾について（回答）※県立学校希望者除く

【内諾後の確定報告】 **確定報告期限：令和7年10月17日（金）**

上記1～3の内諾手続きによって、実習校からの内諾書（または実習校決定通知）を受け取り次第、所属部局へ報告の上、「教育実習票」を受け取り作成・提出ください。

※「教育実習票」の作成にあたり印鑑をご持参ください。

【注意事項】

- ・ 中学校教諭の免許状を取得希望の者は、3週間の実習が必要となるので注意すること。
- ・ 内諾を得るのに必要なスケジュールについては、受入を希望する学校およびその学校を所管する自治体の教育委員会のHP等を見て確認をすること。（早い自治体では4月下旬に締め切る自治体もあるため注意。）
- ・ 本学所定の手続きによらず、内諾書の申込、確定報告を行わなかった者については教育実習が認められないこともあるため注意すること。